

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度智頭町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

令和3年12月17日

八頭郡智頭町長 金 兒 英 夫

令和3年度 智頭町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度智頭町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,161千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ7,257,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。